

第4章 移動経路の現状と課題

これまでの現況調査の結果から、長岡市でバリアフリー化を進めていく上での現状と課題を歩行者ネットワークの視点からまとめます。

移動経路には特定旅客施設である駅舎、特定経路を構成する歩道、特定経路に付随する駐車場・公園などの公共用施設、その他信号機・案内標識等が含まれます。

1. 現状の把握

バリアフリー化を進める上でのまちの現状を把握します。

(1) 旅客施設

1) 駅舎

移動円滑化の整備基準から、長岡駅における現状を以下に示します。

長岡駅の移動経路の現状

移動経路の現状 (「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」から)	ルート番号									
	改札内							改札外 (東西自由通路)		
	1									
階段しかない	×	×		-		-	-	-		
視覚障害者誘導用ブロックが連続して設置されていない	×									
エレベーターが設置されていない	×	×	×	-	×	-	-	-		
車いす対応トイレがない	×	-	-	-	×	-	-	-		
点字等による案内がない				-		-	-		×	×
車いすでの利用ができるかどうかを判断できるサインがない										×
エレベーターへの案内が適切でない	-	-	-	-	-	-	-	-	×	
音声による案内装置がない	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」から)	1									
改札口の幅が0.9m以下	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-
他機関、他社線への誘導サインが適切でない	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×
可変式の案内情報が設置されていない	×	×	×							

×印：左欄現状に該当する経路 -印：評価対象の施設(設備)がない経路

1：1番ホームには現在発着車両なし。 2：車いす対応エスカレーターは整備。

3：業務用エレベーター、リフト等は整備されている。

ルートの設定

ルート	1番ホームのトイレ～在来線改札手前	ルート	新幹線改札
ルート	2, 3番ホーム～在来線改札手前	ルート	新幹線改札～在来線改札
ルート	4, 5番ホーム～在来線改札手前	ルート	在来線改札～券売機
ルート	在来線改札	ルート	駅東口出口～在来線改札
ルート	11, 12番ホーム～新幹線改札手前	ルート	駅大手口出口～在来線改札



新幹線ホーム階段の昇降機

ホームまではエレベーターではなくリフトによる昇降となる。なお、別経路で業務用エレベーターが利用できる。



在来線ホーム階段

(2・3番ホーム)
階段のみのため駅員の介助が必要である。



新幹線改札内のトイレ

車いす対応トイレが設置されていない。



在来線改札

幅員 80cm のため、車いす使用者の操作する手が改札に当たることが懸念される。



券売機からの見通し

誘導サインが設置されているが、途中に売店があるため、券売機から改札の見通しが悪い。



改札外の階段の手すり

改札外の手すりに点字による案内がない。

2) バス停留所

交通バリアフリー法に基づくノンステップバスの導入にあわせて、市内全域でバス停留所部分の歩道改修が必要になる箇所が生じます。また、特定経路上に上屋と休憩施設がないバス停留所があります。



ノンステップバスと歩道の段差
歩道によってはノンステップバスのスロープと高さが合わない。



ベンチ等のないバス停留所
一部ベンチや上屋がないバス停がある。

(2) 歩道

移動円滑化の整備基準から、歩道における現状を以下に示します。

歩道における移動経路の現状

移動経路の現状 (「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」から)	経路番号												
	1次経路			2次経路			3次経路						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
有効幅員が2.0m未滿			×		×						×	×	
視覚障害者誘導用ブロックが連続して設置されていない	1	1	×	×	×	×	1	×	×	×	×	×	×
音響信号機がない			×		×				×				×
歩道がない					×					×	×		
縁石が15cm未滿			×			2					×	×	×
融雪、消雪装置、アーケード等がない			×		×						×		×
マウントアップ歩道 (歩道部の波打ち)	3	3	×	3	×	3	3	×	×	×	×	×	×
フラット歩道 (車道との境界が識別しにくい)				×	×					4		×	

×印：左欄現状に該当する経路

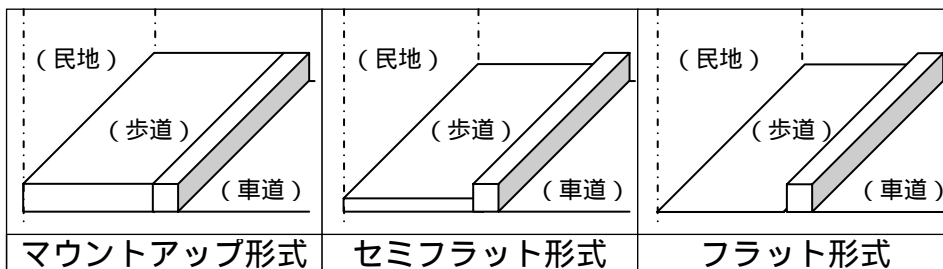
1印：視覚障害者誘導用ブロックが連続して設置されているが、JIS規格に適合していない経路

2印：縁石高さ15cm未滿だが歩行者専用道となっている経路

3印：マウントアップ形式であるが車両乗り入れ部がほとんどない経路

4印：フラット形式であるがガード下の歩道であり車道とは明確に分離されている経路

【歩道形式の説明図】



その他、交差点部で歩道上に平坦部分がないため、車いす使用者が滞留することができない、車道との接続部での段差が2cmを超えるため車いすで通過できない、車道接続部で歩道の勾配が大きく危険な箇所があるなど、局所的な課題もあるため、これらについては、道路特定事業計画策定時に経路を詳細に調査し、個別に対応しなければなりません。

また、冬期間の有効幅員確保を目的にアーケードや雁木を設置しています

が、沿道宅地の建替等により新たに雁木を設置しない場合もあり、連続性が確保できていない現状もあります。他にも視覚障害者誘導用ブロックの形状・色等が統一されていない等の現状もあり、現況を十分に把握し、局所的に対応していく必要があります。



歩道未整備

歩道が未整備で、視覚障害者用誘導ブロックを車道に設置している。



歩道幅員が狭い

歩道幅員が 2.0m 未満で、電柱等があるためにさらに狭くなっている。



波打ち歩道

マウントアップ形式の歩道で車両乗り入れ部があるため、歩道が波打っている。



視覚障害者誘導用ブロック未整備
視覚障害者用誘導ブロックが連続して設置されていない。



アーケードが途切れる
歩道延長方向のアーケードが部分的に未整備である。



交差点部での平場なし
交差点部で勾配区間がそのまま車道に接続しているため、車いす使用者等にとって危険である。

(3) 公共用施設

1) 駐車場

「経路1」に関わる県営大手通り地下駐車場は、通路幅等は十分に確保されており、地上との間にエレベーターも設置されています。しかし、基準では「収容台数が200台以下の場合、収容台数50台につき1台以上の身体障害者用駐車施設を設ける」とされており、必要数4台に対して2台分しか確保されていません。



身体障害者用駐車施設
必要台数4台に対し2台分しか確保されていない。

2) 公園

「経路1」に関わる^{ほうでん}宝田公園は、厚生会館と一体となった利用がされている公園であり、特定経路にかかる施設として位置づけることができます。特定経路に隣接する公共の休息施設として利用可能ですが、ベンチ等が移動経路から利用しづらい位置にあることから、歩道からの出入りに課題があります。



宝田公園

道路からの出入口部に排水用の蓋があり、車いす等の通行に支障がある。

(4) 信号機等

音響信号機は「(2)歩道」に示したとおり、移動経路毎に音響装置が設置されていない車道横断箇所が問題点として挙げられます。

また移動経路にある標識、標示等についても、反射材料を用いるなど基準にあわせた整備が必要です。



音響装置のない信号機

信号機に音響装置が設置されていない。

(5) 案内誘導等

特定経路の整備にあわせて、駅前の案内板(点字や音声・音響による案内、バリアフリールートへの掲載など)や、バリアフリー化された経路に沿った誘導サインなど、バリアフリー化された経路への案内誘導を行うための施設が必要になります。

(6) その他

歩道上、バス停付近への放置物件、歩道での危険な自転車の通行など、歩道上のマナーの悪さが課題として挙げられます。また、バス停付近の違法駐車により、ノンステップバスが適切な位置に停車できず、乗降に支障をきたす現状も指摘されています。基準に従った施設の整備が整っても、放置物件により有効幅員が狭められる、あるいは視覚障害者誘導用ブロックが遮断されるなどの現状があり、交通バリアフリーに対する市民意識の向上が必要になっています。



歩道上の駐輪

駐輪によって歩道幅が狭くなっている。

2. 施設整備の課題

移動円滑化整備の一般的な課題(整備基準)を以下に示します。この課題は、重点整備地区内の移動経路全てに該当します。

(1) 旅客施設

旅客施設の課題を以下に示します。

旅客施設の課題

旅客施設	対応者	課題の内容
1) 駅舎	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> 上下移動できるように、昇降施設を設置する必要があります。 水平移動ですれ違えるように、通路の幅を1.8m以上とする必要があります。 自力で移動するためには、移動経路に車いす使用者が円滑に乗降できるエレベーターを設置する必要があります。 車いす対応トイレを設置する必要があります。 快適に移動できるように、車いすでの利用ができるかどうかを判断できるサインを設置する必要があります。 快適に移動できるように、エレベーターへの案内を適切にする必要があります。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 安全に移動できるように、視覚障害者誘導用ブロックを連続して設置する必要があります。 安全に移動できるように、点字等による案内設備を設置する必要があります。 快適に移動できるように、音声・音響による案内装置を設置する必要があります。 認識しやすいように、視覚障害者誘導用ブロックを統一した規格にする必要があります。
	さらに快適性を得るための課題	
	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に移動できるように改札幅を0.9m以上とする必要があります。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 安全に行動できるような視覚による案内情報を設置する必要があります。
全ての利用者	<ul style="list-style-type: none"> 快適に移動できるように、他交通機関等への誘導サインを適切にする必要があります。 	
2) バス停留所	全ての利用者	<ul style="list-style-type: none"> 交通バリアフリー法に基づくノンステップバスの導入にあわせて、市内全域の必要箇所で、バス停留所部分の歩道改修の必要があります。 原則として、上屋施設と休憩施設が必要になります。 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要な箇所には、十分な照度が確保されるように照明施設を設ける必要があります。

音声・音響案内装置については、仕様も含め技術検討が進められており、今後、他事業者と連携を図りながら進めていく課題となります。

(2) 歩道

歩道の課題を以下に示します。

歩道の課題

対応者	課題の内容
車いす利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ すれ違いできるように、歩道の有効幅員を 2.0m 以上確保する必要があります。 ・ 安全に移動できるように、マウントアップ形式の歩道で乗り入れの連続により「波打ち歩道」となる場合は、波打ちと異なる構造形式とする必要があります。 ・ 安全を確保するために、交差点部で歩道上に平坦部分（滞留空間）を確保する必要があります。
車いす使用者及び視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者が移動でき、視覚障害者が安全に通行できるように、車道との接続部での段差は 2cm を標準とする必要があります。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に移動できるように、歩道の視覚障害者誘導用ブロックを連続して設置する必要があります。 ・ 安全に移動できるように、移動経路で音響信号機がない箇所には、音響信号機を設置する必要があります。 ・ 安全性を確保するために、フラット歩道の場合は縁石等の設置も必要になります。また、快適性を確保するために、フラット歩道（車道との段差がないため、境界が認知できない）の場合は、車道との境界を認知できるようにする必要があります。 ・ 認識しやすいように、視覚障害者誘導用ブロックを統一した規格にする必要があります。
全ての利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に移動できるように、歩道を設置する必要があります。 ・ 安全に移動できるように、歩道の縁石を 15cm 以上にする必要があります。 ・ 冬期間でも安全に移動できるように、歩道の融雪、消雪装置、アーケード等を整備する必要があります。 ・ 安全に移動できるように、歩道の勾配（横断、縦断ともに）が大きい箇所では改良する必要があります。 ・ 快適に移動できるように、適当な間隔でベンチ及び上屋を必要に応じて設ける必要があります。 ・ 快適に移動できるように、十分な照度が確保されるよう必要に応じて照明施設を設ける必要があります。

(3) 公共用施設

公共用施設の課題を以下に示します。

公共用施設の課題

公共用施設	対応者	課題の内容
1) 駐車場	車いす使用者	・ 特定経路と一体的に活用するために、県営大手通り地下駐車場には、身体障害者用駐車施設4台設ける必要があります。
2) 公園	全ての利用者	・ 特定経路と一体的に活用するために、宝田公園 ^{ほうでん} には、ベンチ等の休憩施設を適切に設置し、歩道からのアクセスを確保する必要があります

(4) 信号機等

信号機等の課題を以下に示します。

信号機等の課題

対応者	課題の内容
視覚障害者	・ 安全を確保するために、移動経路毎に音響装置が設置されていない車道横断箇所の信号機には、音響装置を設置する必要があります。
全ての利用者	・ 整備されたバリアフリー経路を有効に活用するために、移動経路にある標識、標示等については、反射材料を用いるなど基準にあわせて整備する必要があります。

(5) 案内誘導等

案内誘導等の課題を以下に示します。

案内誘導等の課題

対応者	課題の内容
全ての利用者	・ 整備されたバリアフリー経路を有効に活用するために、駅前にバリアフリールートを示した案内板(点字や音響により案内)を設置する必要があります。 ・ 整備されたバリアフリー経路を有効に活用するために、バリアフリー化された経路に沿って、誘導サインを配置する必要があります。

音声・音響案内誘導については、仕様も含め技術検討が進められており、今後、他事業者と連携を図りながら進めていく課題となります。

(6) その他

- ・ 整備されたバリアフリー空間を有効に活用するために、市民に交通バリアフリーの意義について理解を得る必要があります。